

# 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション契約書

医療法人社団 さくら会 老人保健施設 ビバ・フローラ

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」と略します。）と医療法人社団さくら会 老人保健施設  
ビバ・フローラ（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等  
について、以下のとおり契約を締結します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に  
従い、要介護・要支援認定を有する利用者が可能な限り居宅においてその有する  
能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、下記のサービスを提供しま  
す。

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（「契約書別紙（兼重要  
事項説明書）」）

## （契約期間）

第2条 利用者と事業者の契約は、利用者が当施設利用申込書を事業者に提出し、事業  
者が承諾した場合、当施設の利用初日から当施設の利用最終日まで効力を有しま  
す。  
なお、利用者より利用終了の申し出がない場合、当契約は自動的に更新されるもの  
とします。

## （個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用  
者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目  
標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を  
作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者  
に説明して同意を得、交付します。

2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等  
を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

## （提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が享受するサービスの内容、利用料  
は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

#### （利用料等の支払い）

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「重要事項説明書」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払方法は、「重要事項説明書」のとおりです。
- 3 利用者が、「重要事項説明書」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。

#### （利用料の滞納）

第6条 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合、事業者は利用者に対し、3週間以上の期限を設けた上で支払いの履行を催促し、当該期限までに滞納額の全額が支払われないときは、この契約を解約することができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

#### （利用者の解約権）

第7条 利用者は、原則1ヶ月以上の予告期間をもって文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
  - 一 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合
  - 二 事業者が、第11条に定める守秘義務に違反した場合

- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第8条 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 事業者は、利用者またはその家族が事業者や職員等に対して、この契約を継続し難い迷惑行為、背信行為等を行った場合、文書で通知することにより、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約することができます。
- 3 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 一 第2条に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- 二 第7条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 三 第7条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- 四 第6条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- 五 第8条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 六 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- 七 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けることとなった場合（（介護予防）居宅療養管理指導を除く指定居宅サービスの契約の場合）
- 八 利用者が（介護予防）小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与を除く指定居宅サービスの契約の場合）
- 九 利用者が看護小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合（訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与を除く指定居宅サービスの

契約の場合)

- 十 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- 十一 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設でのサービスの提供を超える  
と判断した場合
- 十二 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第10条 事業者又は利用者は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方  
に対し、その損害を賠償する義務を負う。

(守秘義務)

第11条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又  
は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契  
約終了後においても、第三者には漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の  
秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計  
画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援  
専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サー  
ビス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用  
します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対す  
る支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、そ  
の場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情対応)

第12条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「重要  
事項説明書」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を  
申し立てることができます。

- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出  
があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱  
いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第13条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存します。

- 2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(契約外条項)

第14条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(専属的合意管轄)

第15条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、事業者の営業所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上のとおり、通所リハビリテーション（又は介護予防通所リハビリテーション）に関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記入の上、それぞれ1部ずつ保有します。

年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

(家族等)

住 所

氏 名

利用者との続柄（ ）

**【事業者】**

〈事業者名〉 医療法人社団さくら会

〈住 所〉 〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 1 丁目 32 番 18 号

〈代表者名〉 理事長 岡田 錬之介

(事業所) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業所 住所 〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 1 丁目 16 番 2 号

事業所名 老人保健施設ビバ・フローラ

管理者 岡田 錬之介

説明者